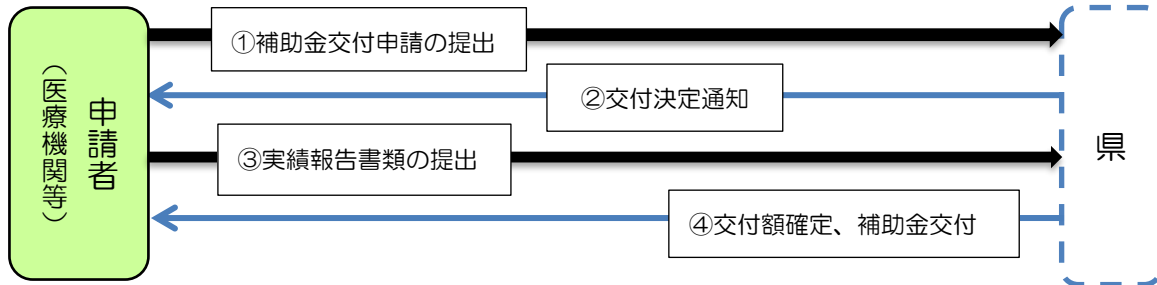


アドバンス助産師認証のための研修経費補助に関するQ & A

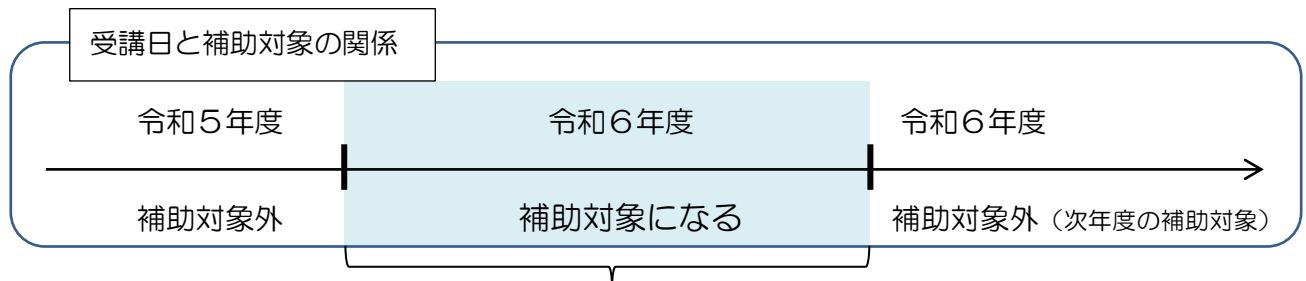
Q 1 申請後、補助金交付までの流れを知りたいです。

A 1 次の図のようになります。



Q 2 令和6年度に更新申請する予定です。令和5年度に受講した研修は補助対象になりますか？

A 2 なりません。今年度の補助対象となる研修は、今年度（2024年4月1日～2025年3月31日）に受講したものに限り、さかのぼ年度を遡って補助することはできません。



この期間内に支払済みの研修受講料のみが補助対象です！

Q 3 この補助金は、個人では申請できますか？

A 3 できません。所属の医療機関ごとに取りまとめの上、申請してください。

Q 4 県外で開催される研修に参加しました。旅費は補助対象となりますか？

A 4 旅費や宿泊費は対象外です。受講料のみが補助対象となります。なお、受講料の振込手数料や審査料も補助対象とはなりません。

Q 5 令和6年度内に受講した研修は全て補助の対象ですか？

A 5 対象となりますが、補助の上限額は一人当たり1万円です。
なお、受講料を今年度中に支払っていることが必要です。

Q 6 補助金申請後、補助金を受領するまでに留意すべきことはありますか？

A 6 実績報告の際、研修の受講料の受領証の写しや修了証の写しを提出いただきます。受講者の方はこれらの書類を各所属の取りまとめ担当者に忘れず提出してください。

Q 7 補助金の申請を行った後で、研修の受講を取りやめた場合はどのようにすれば良いですか？

A 7 金額により手続きが異なりますので、医療人材対策室（電話 024-521-7222）にご連絡ください。

Q 8 補助対象となるのは、来年度に新規認証申請又は更新認証申請をする人だけですか？

A 8 違います。研修・学会は5年間有効ですので、アドバンス助産師の新規・更新認証申請を5年以内に目指している方は対象となります。

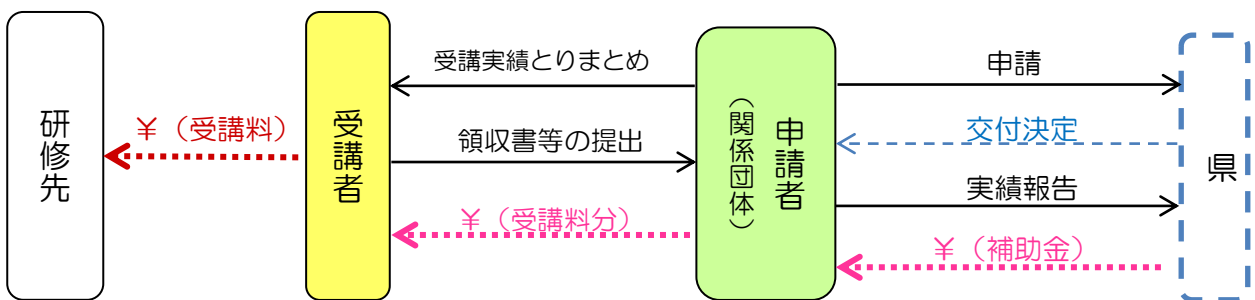
Q 9 研修は受講したものの、他の申請要件を満たすことができず、アドバンス助産師の承認を受けることができませんでした。補助金は返還しなければなりませんか？

A 9 補助金の返還の必要はありません。自己の知識や技術をブラッシュアップし、助産師の専門性をいっそう高めるため、引き続き自己研鑽に努めてください。

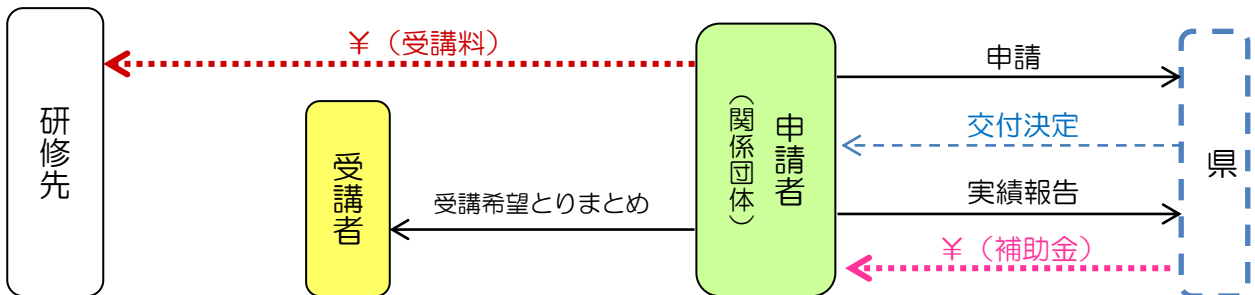
Q 10 医療機関に所属していないため、関係団体（県助産師会等）を通して補助を受けたい場合はどのような流れになりますか？

A 10 次の図をご覧ください。

【受講者本人が受講料を負担する場合】



【関係団体が受講料を負担する場合】



※受講料を受講者又は関係団体のどちらが負担した場合でも、補助金額は関係団体が負担した金額（上限1万円）となります。

問合せ先 福島県保健福祉部医療人材対策室
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 西庁舎 7階
電話 024-521-7222
メール kango@pref.fukushima.lg(エルジー).jp